

# 社会福祉法人楠福社会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人楠福社会（以下「当法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬等について定めるものとする。

## (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、当法人定款第8条及び第22条に定めにより支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示または理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 | 5,000円 |
| (2) 監事が監査をした場合の費用弁償        | 5,000円 |

## (準用)

第4条 定款第6条第1項に規定する評議員選任・解任委員については、第3条の規定を準用する。

## (改廃)

第5条 この規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。